

熊本産業展示場 指定管理候補者選考委員会 採点集計表

選 定 項 目		審 査 項 目	配 点	熊本産業文化 振興株式会社
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。（指定手続条例第4条第1号）		・設置目的及び県が示した管理の方針	適・不適	適
		・住民の施設の平等な利用の確保		
1	事業計画書の内容が、熊本産業展示場の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。（指定手続条例第4条第2号）	①利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	175点 (35点×5名)	151点
		②サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果		
		③施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性		
2	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。（指定手続条例第4条第2号）	④将来の施設の維持管理を目的とした県への納付額	100点 (20点×5名)	46点
		⑤収支計画の内容、適格性及び実現の可能性		
3	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。（指定手続条例第4条第3号）	⑥安定的な運営が可能となる人的能力	175点 (35点×5名)	145点
		⑦安定的な運営が可能となる経理的基盤		
		⑧類似施設の運営実績		
4	県内産業の振興に貢献しているか。 〔その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。 （指定手続条例第4条第4号）〕	⑨県内産業の振興に貢献している取組	50点 (10点×5名)	40点
			500点 (100点×5名)	382点